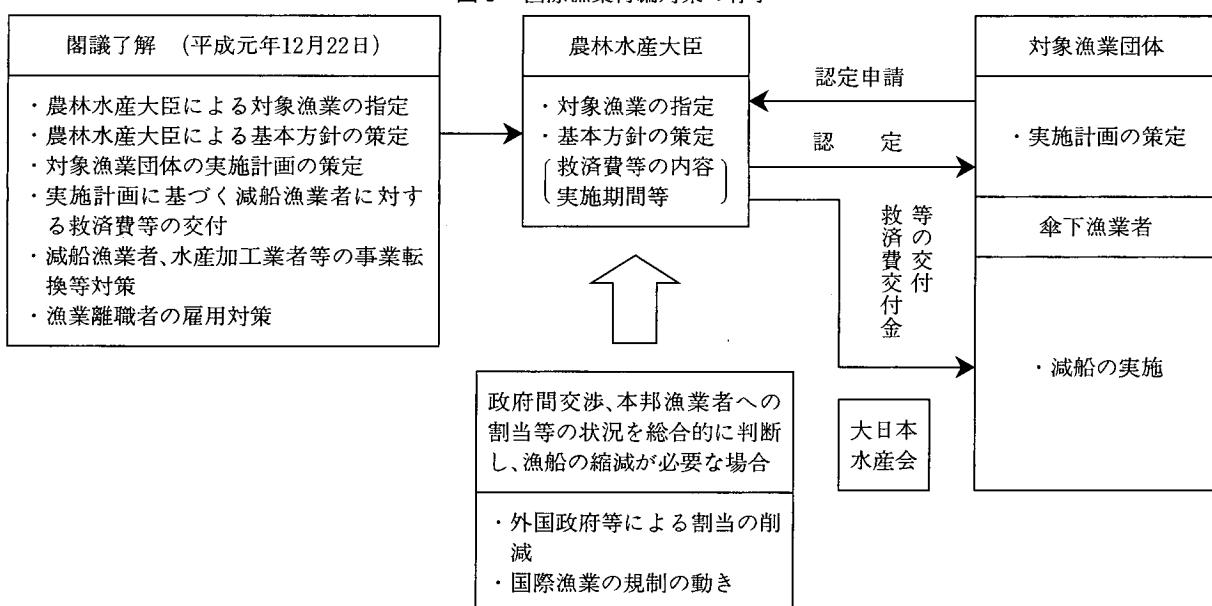


図1 國際漁業再編対策の骨子



て本事業を行った。

## 第11節 國際漁業交渉

### 1 海洋法に関する国際連合条約の動向

1982年に採択された新たな海洋秩序を構築する「海洋法に関する国際連合条約」は、1994年11月16日に発効した。

我が国についても、1996年7月20日に同条約が効力を生じた。また、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」、「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」、「水産資源保護法の一部を改正する法律」等の同条約関連法案も同日より施行された。

### 2 二国間交渉

#### (1) 日ロ漁業委員会第16回会議

2000年の日ロ双方の漁船の相手国200海里水域における操業条件について協議する日ロ漁業委員会第16回会議が、1999年12月7日から22日までモスクワにおいて開催された。

##### (協議の経過)

日ロ漁業委員会第16回会議は、日本側からは森本稔水産庁次長ほかが、ロシア側からはガラガンロシア連邦漁業国家委員会副議長ほかが出席した。協議の中でロシア側は、①資源状況が悪化している魚種については、日本漁船に対するロシア水域内の割当量を削減

すべきである、②ロシア200海里水域内でロシア漁船の操業が活発になってきており、日本漁船に対する割当が困難となっている、③ロシアEEZ法の施行にともない、同法に沿った操業条件の義務付け等の主張を行ってきた。

このようなロシア側の主張に対し、日本側は国内漁業者の現状を説明し、双方の妥結点を見いだすことを目指した。特に相互性に基づく操業については、昨年同様、日本側から機材供与等の協力を実行する意向を表明し、協議を重ねた結果、次のとおりの内容で合意に至った。

##### (合意の内容)

###### (ア) ロシア水域における日本漁船の操業条件

###### a 相互性入漁

①漁獲割当量は7万2千トン（前年は7万4千トン）。  
②その他の操業条件として新たに全船にチェックポイント通過及び一部漁船へのロシア公務員の乗船を義務付ける。

③日本側（民間団体）からロシア側に対し専門家の研修及び機材の供与を含む協力事業を実施。

###### b 有償操業

①漁獲割当量は9千3百トン（前年は9千6百トン）。  
②日本側（民間団体）はロシア側に3億6千万円を支払う。

###### c 共通事項

許可隻数枠は相互性、有償併せて1,100隻。

###### (イ) 日本水域におけるロシア漁船の操業条件

a 漁獲割当量は7万2千トン（前年7万4千トン）。  
b 操業条件として日本人オブザーバーの乗船を義

務付けた。

c 許可隻数枠は205隻（前年同）。

(ウ) 寄港

補給及び乗務員の休養のため、前年と同様の条件で双方とも1港に限り寄港を認める。

(エ) 民間協力関係

両国の企業及び組織間での漁業分野における協力の促進について、双方とも関心を有している旨を確認。

(2) 日ロ漁業合同委員会第16回会議

日ロ漁業合同委員会第16回会議が2000年3月9日から17日までの間、東京において開催された。

本委員会においては、当面する漁期におけるロシアを母船国とする溯河性魚類（さけ・ます）の日本による漁獲の条件が決定されるとともに、北西太平洋の公海における生物資源の保存及び管理の問題、日ロ両国の団体及び企業の間の漁業分野における協力関係等につき広く意見交換が行われた。

(協議の概要)

日ロ漁業合同委員会第16回会議は、日本側から川本省自水産庁資源生産推進部長ほかが、ロシア側からはイズマイロフロシア連邦漁業国家委員会副議長ほかが出席した。

まず、日本漁船による我が国200海里内でのロシア系さけ・ますの漁獲に関して、ロシア側は当初、協力費の前年並みの水準維持と資源状況の悪化を理由にしろざけの漁獲可能量の削減について強く主張してきた。しかしながら、科学者間の協議を含め、双方が検討を重ねた結果、最終的に次のとおりの内容で妥結した。

2000年に日本漁船が日本200海里内で漁獲するロシア系さけ・ますの上限量を5,920トンとする（前年5,370トン）。

日本200海里内を回遊するロシア系さけ・ますの保存への協力の一環として、日本側（民間団体）はロシア側に対して7.03億円を下限とし、8.59億円を上限とする額に相当する機械及び設備をさけ・ます再生産のためロシア側に供与する。協力費の額は漁獲実績に応じて決定される（前年7.03億円～7.75億円、支払い方法前年同）。

次にロシア200海里水域における日本漁船のさけ・ます操業に関して、ロシア側は有償その他相互に受け入れ可能な条件の下で、日本の関係団体に対して少なくとも14,000トン以上のさけ・ますの漁獲量を提供する用意がある旨を表明し、具体的な操業条件については、協議終了後に開催されるロシア政府と日本の民間団体との間の協議により決定されることとなった。

このほかの議題として、①ベーリング公海漁業問題

については、「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」の諸規定の適切な運用を図ることが重要であることで一致し、②オホツク公海については、すけとうだら資源の問題にかかる日ロ間の協力の有効性が確認されるとともに、日本漁船が行っているカラスガレイ操業の継続が確認された。また、③漁業の分野における両国の民間ベースでの協力については当該協力を今後とも互恵的な形で発展させていくことで一致し、④1999年の漁業の分野における両国政府間の科学技術協力計画が採択される等、幅広い議論が行われた。また、次回会議については2001年の2月または3月にロシア連邦で開催されることになった。

(3) 日韓漁業協定の発効

平成10年9月25日、日本海及び済州島南部水域での暫定水域の設定、すけとうだら、ずわいがに、その他の漁獲量の取扱い等に関する基本合意に達し、11月28日に鹿児島で署名が、12月11日に我が国国会で、翌年1月6日に韓国の国会で協定が承認された。

他方、双方の排他的経済水域における操業条件、漁獲割当量や暫定水域での資源管理等については、基本合意に達した以降、協議が続けられたものの、特に韓国のズワイガニを目的とする底刺し網漁業、かご漁業の扱いを巡って韓国側と日本側との意見が対立し、合意が得ることができなかった。このため1999年（平成11年）1月22日、協定は発効したものの、双方の排他的経済水域での相手国漁船の操業は行えない状況となつたが、2月5日、日韓双方の相手国水域での操業条件についての合意が得られ、2月22日から相手国水域での相互操業が行われている。

また、7月21、22日に第1回日韓漁業共同委員会が東京で開催され、残された課題である暫定水域の資源管理についての問題を中心に協議を行ったが、合意にはいたらず、引き続き協議を行うこととなった。

平成12年の双方の排他的経済水域における操業条件については、12月28日にソウルで開催された第2回日韓漁業共同委員会で決定され両国に勧告された。

また、共同委員会小委員会で意見の一致をみ、暫定水域の資源管理についても同委員会に報告が行われた承された。

現在、双方の排他的経済水域での操業は概ね円滑に行われており、国連海洋法条約の趣旨に沿って新たな漁業秩序が定着しつつある。

(4) 日中漁業協定の実施

日中間においては、国連海洋法条約の趣旨に則した新たな協定を締結するため、平成8年4月から交渉を

開始し、平成9年9月に実質合意に達し、同年11月11日に日本側小渕恵三外務大臣と中国側徐敦信駐日特命全権大使との間で新協定への署名がなされ、平成10年4月30日に日本の国会において、また、同年5月に中国の國務院においてそれぞれ国内承認が行われた。

その後、双方の漁船の相手国入漁のための操業条件協議を開始したが、特に暫定措置水域の北側の東海(以北水域)の取扱につき協議が難航し、平成12年2月の閣僚協議において、以北水域に両国の漁船が相手国の許可を得ず操業できる水域(中間水域)を設けることと、6月1日に新協定を発効させること等についてようやく意見の一致をみた。その後、新協定の規定に基づき、3月31日に協定の効力発生(6月1日)のための公文の交換が行われた。

さらに、4・5月に相手国入漁のための操業条件等の決定のために計3回の部長・副局長級協議を開催した結果、5月18日に2000年漁期の操業条件について合意し、6月1日に新協定が発効した。

新協定においては、

① 協定の対象水域を日中両国の排他的経済水域全域とし、原則として沿岸国主義に基づく相互入会いの措置をとり、沿岸国は資源状況を考慮して相手国漁船の漁獲割当量その他の操業条件を決定し、許可及び取締りを行う。

② 東シナ海のうち北緯30度40分線と北緯27度線の間の日中両国から概ね距岸52海里以遠の水域は、暫定措置水域として共同で資源管理を行い、取締りは自国の漁船に対して行う。

③ 北緯27度以南の東シナ海及び東シナ海より南の東經125度以西の協定水域(南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。)は既存の漁業秩序を維持する。

④ 日中漁業共同委員会を設置し、相互入会水域の操業条件及び北緯27度以南水域の資源管理について協議し、両国政府へ勧告するとともに、暫定措置水域の共同管理措置を協議し決定する。

などが定められている。

#### (5) 日米漁業協議

米国200海里内において我が国漁業の枠組みとなっていた日米漁業協定については、1991年末に期限が満了し、同水域における対日漁獲割当量、洋上買魚ともゼロとなったことから、延長を行わなかった。

しかしながら、水産分野における日米の意見交換は重要であるとして、同協定の失効後、種々の漁業問題を討議するために定期的な実務者漁業協議の場として日米漁業委員会が設立され、1992年1月東京において

第1回協議を行った。

第7回協議は1999年6月東京で行われ、太平洋並びに大西洋におけるまぐろ資源、北西大西洋及び中央ベーリング海域の保存管理、WTO及びIWCにおける課題等両国の関心を有する国際的な漁業問題について意見交換が行われた。

#### (6) 日加漁業協議

1999年4月、東京にて日加漁業協議が開催され、わが国からは上之門水産庁審議官他担当官が、加からはサルナ海洋漁業省国際関係部長等が出席した。

本会議では、1999年のカナダEEZ内での対日漁獲割当、水産物貿易、地域漁業管理機関での水産物資源管理への取組等について協議が行われた。

まぐろ延縄漁業に関しては、クロマグロ漁獲枠113トン及び、許可隻数15隻(同時操業10隻)、メカジキ混獲量をマグロ類総漁獲量の8%以内とすることで合意した。

しかしながら、トロール漁業については、資源状況が悪化しており、加国内の漁業者が割当量を全て消化することを理由に、わが国への漁獲枠の割当が行われなかつた。

また、加政府より日本の水産物市場を重要視している旨が述べられ、対日輸出関心品目について貿易アクセスの改善等について要望がなされたが、基本的に加水産物の我が国への輸出が順調に推移していること及び、今後とも水産物貿易に関して両国が協力することが確認された。

#### (7) 日・ニュージーランド漁業交渉

1978年9月に発効した日・NZ漁業協定に基づき、毎年、我が国漁船のNZ水域における操業条件が決定されてきていた。(近年操業を行っていたのは、まぐろ延縄漁船のみで、これも急速に減少。) 96/97漁期より、我が方と先方の入漁条件が折り合わず、我が国漁船の操業が行われなくなったことから、NZ側は協定を不要とし、97年9月をもって協定は失効した。

#### (8) 日・パプアニューギニア漁業交渉

1981年1月に締結された日・パプアニューギニア民間漁業取極により、従来、我が国まぐろ漁船が入漁していたが、86年12月、パプアニューギニア側が従来の入漁料より2倍以上の値上げを要求、このため交渉は決裂し、協定も87年3月をもって失効した。

#### (9) 日・キリバス漁業交渉

1978年6月に締結された日・ギルバート諸島漁業協定(キリバスの独立は79年7月12日)に基づき、93年9月に具体的な操業条件を定めた民間漁業協定が締結された。98年11月に協定が改正・更新された。入漁料

の支払い方式は、まぐろ延縄、かつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となっている。00年6月の我が国漁船の一航海あたりの入漁料は延縄漁船が約172万円、一本釣り漁船が約157万円となっている。また、まき網漁船については、1995年7月20日に試験操業の協定が締結されており、99年10月、フィジーでの協議により、協定が締結された。00年の操業条件は①年間許可料を1隻当たり150万円（実水揚金額の5%がこれを上回る場合には、入漁料が実水揚げ金額の5%になるように補填い。）等

#### (10) 日・ソロモン漁業交渉

ソロモン200海里水域への我が国まぐろ延縄漁船及びかつお一本釣り船の入漁は、1978年9月に発効した日・ソロモン漁業協定に基づいて行われてきたが、88年4月ソロモン側より、政府間協定の下に操業条件を定めた民間取極の終了通告が出され、以後4回にわたる終了期限の延長を繰り返してきた。その後、90年12月に新しい民間取極が締結され新しい操業条件が定められた。入漁料支払方式は船別航海毎に支払う方式となっている。しかしながら、98年12月の協議において、ソロモン側が日本側の主張を無視して衛星漁船監視システムの導入を義務付ける決定をしたために、現在日本漁船はソロモンへの入漁を自粛中（モラトリアルム）。

#### (11) 日・オーストラリア漁業交渉

1979年11月に発効した日・豪漁業協定に基づき、毎年「日本国とのまぐろ延縄漁業に関する日本国政府とオーストラリア政府の間の補足協定」が締結されてきている。しかしながら、豪州側は「みなみまぐろ保存委員会」で国別割当が決定できない場合、日豪漁業協議を行わないという立場をとっており、97年度のミナミマグロ保存委員会で資源評価をめぐる意見の対立から国別割当が決定できなかったため、我が方がミナミマグロ保存委員会と日豪漁業協定とは本来リンクされるべきではないとの主張したにもかかわらず、97年度以降日豪漁業協議は行われていない。その結果、現在豪州水域への入漁は行われておらず、我が国マグロ漁船の寄港も拒否されている。

#### (12) 日・フランス漁業交渉

1979年7月に発効した日・フランス漁業取極に基づき、97年から開始した日・仏漁業協議は99年12月にケープタウンで開催された協議においてようやく合意した。00年の操業条件は①入漁料：ランプ・サム6隻分（1隻当たり90,000FF相当）、②技術協力費：465,000FF、③VMS：当面はアルゴス利用 等。

#### (13) 日・南アフリカ漁業交渉

1977年12月に発効した日・南アフリカ漁業協定にもとづく00年1月から12月までの我が国まぐろ延縄漁船の操業条件について99年12月及び00年4月にケープタウンにおいて政府間協議が開催された。その結果、00年のまぐろ延縄漁船の操業条件は①同時最大許可隻数：80隻、②入漁料：昨年と同レベルで短縮された操業期間を反映させたもの 等。

#### (14) 日・インドネシア漁業交渉

インドネシアは、1980年3月群島基線の外側200海里の経済水域を設定し、81年以降国内法整備ができるまでの暫定措置として、我が国のかつお一本釣り及びまぐろはえなわ82隻に限り許可発給を行っていた。83年10月に同国は、200海里経済水域法を制定し、以降3回にわたり我が国と漁業交渉を行ったが、入漁料等の操業条件が折り合わず、84年以降同国水域から我が国漁船は撤退している。

#### (15) 日・ミクロネシア連邦漁業交渉

1984年8月に行われた交渉により、同月以降のまぐろはえなわ、かつお一本釣り、まき網船の操業条件等が協議され、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。2000年6月の1航海当たり入漁料は、まぐろはえなわ20t未満約38万円、20t以上約79万円、かつお一本釣り約47万円、単船まき網約149万円、また、外地陸揚げを行なうまぐろはえなわは3ヶ月間の許可となっており、まぐろはえなわ20t未満136万円、20t以上約178万円。99／00年度の機材供与は、5,800万円相当。

#### (16) 日・マーシャル諸島漁業交渉

1981年4月に発効した日・マーシャル漁業協定に基づき、93年9月に行われた交渉により、93年9月以降の日本漁船の操業条件等が協議され、まぐろ延縄船及びかつお一本釣り船については、入漁料が月毎に魚価とともに変動し、船別航海毎に支払う方式となり、操業条件の有効期限は延長されることとなった。2000年6月の1隻当たりの入漁料は、まぐろはえなわ約132万円、かつお一本釣り約131万円。91／92年以降の機材供与は廃止された。まき網漁船については、93年9月より、試験操業という形で入漁が可能となっており、97年10月の協議で、97年10月～98年8月が70万円、98年9月から99年8月が80万円で、いずれも漁獲金額の5%がこれを越えた場合、差額を補填することとなっている。

#### (17) 日・パラオ漁業交渉

これまでパラオ200海里水域への我が国の漁船の入漁は、1984年に発効された民間入漁取極の暫定延長に

より行われてきた。暫定期間中の入漁料支払方式はランプサム一括支払方式による期間毎許可であったが、92年1月に船別支払方式で操業期間も年間あるいは航海毎が選択できる新しい入漁取極が合意され、同年2月より新取極により入漁が開始された。しかし、その後、パラオは入漁条件としてFFA公認のVMS設置を要求してきたことから、2000年の操業は自肅中である。

#### (18) 日・トゥヴァル漁業交渉

1986年6月に締結された日・トゥヴァル漁業協定に基づき、98年2月に日本漁船の操業条件に関する協議が行われ、民間取り決めが締結された。98年同3月1日からの操業条件は、かつお一本釣り漁船については90万円の船別航海毎方式、マグロ延縄船は200トン未満が50万円、200トン以上が70万円の船別航海毎方式、まき網漁船が年間90万円で漁獲量の5%が90万円を上回る場合差額を補填することで決着した。

#### (19) 日・ナウル漁業交渉

1994年6月に行われた交渉により、同年7月以降の日本漁船の操業条件が協議された。まぐろはえなわ、かつお一本釣りについては、入漁料を、船別航海別に支払う方式（1999年7月から2000年6月までの1航海当たりの入漁料は、まぐろはえなわ船100t未満約50万円、100t以上は61万円、かつお一本釣り約39万円）とし、まき網船については、年間1隻当たり100万円、ただし水揚げ金額の5%が上記金額を上回る場合は、入漁料が水揚げ金額の5%となるよう追加払いする方式及び有効期限の自動延長が採用された民間取極が締結された。

#### (20) 日・フィジー漁業交渉

98年2月に行われた交渉により、新しく締結する日・フィジー漁業協定の協定文は、事務レベルで合意され、98年7月1日に発効した。2000年度の1航海あたりの入漁料は、延縄船は30万円、かつお一本釣り船は30万円、まき網船は50万円。

#### (21) 日・モロッコ漁業交渉

2000年1月に東京において日・モロッコ漁業交渉が開催された。

その結果、操業条件等は、①入漁料2,000ドル/隻②ライセンス料37,500ディルハム/隻③科学オブザーバーの乗船など、前漁期と同じ条件等を適用することが合意された。

### 3 多国間交渉

#### (1) 国際捕鯨委員会(IWC)

第50回国際捕鯨委員会(IWC)年次会議は、4月27日から5月13日まで（科学委員会及び各種作業部会）

及び5月16日から5月20日まで（技術委員会及び本会議）オマーン国のマスカットにおいて加盟国40カ国中35カ国が出席して開催された。

#### ア アイルランド妥協案を巡る議論

前回の会合でアイルランドより提案のあった、一部の捕鯨再開を含む妥協案については、アイルランドの努力自体は捕鯨国側と反捕鯨国側とともに歓迎するとしたが、個々の内容については双方の意見の隔たりが依然として大きく具体的な進展には至らなかった。ただし、審議継続を希望する国が多く、次回まで持ち込まれた。

#### イ 改訂管理制度(RMS)に必要な監視取締制度について

我が国が提案した監視取締制度案に対し、各國のコメントを取り入れた修正案が、RMS作業部会の議長（オランダ）から提示され、同修正案をベースに逐条毎の検討が作業部会で進められた。検討の結果、意見の相違が見られる点が、(イ)国際オブザーバーの監視内容、(ロ)オブザーバーの権限、(リ)情報の報告方法、(ニ)オブザーバー費用の負担等に絞り込まれた。本件については、我が国が、今回会合の修正及び検討結果を盛り込んだ二次修正案を作成し、メンバー国に回覈することが合意された。

#### ウ 我が国の沿岸小型捕鯨のためのミンク鯨50頭暫定枠

伝統的に鯨類資源に依存してきた宮城県鮎川、北海道網走、和歌山県太地、千葉県和田浦の沿岸小型捕鯨について、原住民生存捕鯨と同様、文化的、社会的経済的意義が認められるべきとして、これらの地域に対するミンク鯨50頭の暫定枠を要求したが、賛成12票（昨年と同数）反対17票、棄権4票（実質的には賛成である旨の発言）で否決された。

#### エ 我が国のミンク鯨捕獲調査

我が国の南氷洋ミンク鯨捕獲調査は、過去の科学委員会及び平成9年5月に東京で開催された調査レビュー会合において、鯨の資源管理に有用な情報をもたらしていることが高く評価されてきており、今回の科学委員会でもその旨の報告書が掲載された。また、北西太平洋における我が国の捕獲調査についても科学委員会では肯定的な評価がなされた。しかしながら、本会議では、非致死的調査の実施要請等があり、二つの捕獲調査の自肅を求める決議が、賛成17票、反対9票、棄権8票により採択された。我が国は、決議の内容が条約に反しており、かつ、科学委員会の意見を無視しているとして、この決議に強く反対した。

#### オ 無記名投票に関する日本提案

我が国は、全てのメンバー国が自由に意志を表示できるよう、IWCにも無記名投票制を導入すべきとの提案を行った。この提案に対しては、米国等の大団やNGOによる圧力を回避する制度として、カリブ諸国及びソロモン等により強い支持があった。他方、米、英、豪、NZ、EU及び南米諸国等は、透明性に問題が生じるとして提案に反対した（反捕鯨国の一団には、投票に変化が生じうるとの正直な懸念の表明もあった）。我が国の提案に対し、他の国際機関で無記名投票が導入されていることを踏まえ、モナコが一部の投票（議長及び副議長の選出、事務局の人選、会合開催地の選出）に限り無記名投票とするとの修正提案を行い、さらに、カリブ諸国がモナコ提案に加えて、拘束力のない勧告採択も無記名投票の対象とする二次修正案を提出した。

二次修正案は、投票に付され、賛成9票、反対21票、棄権3票で否決されたので、事実上、日本提案が否決されたことと同義と判断し、我が国は、我が国の当初案を取り下げた（従って、モナコ修正案も自然消滅した）。

#### キ IWC運営上の諸問題

昨年の会合では、従来の捕鯨支持国と反捕鯨国の対立一辺倒の関係から協調路線に向けた変化が認められたが、今回の会合では、捕鯨支持国側の結束の強さが確認できた。その一方で、捕鯨容認傾向の高まりに牽制をかけるかの如き動きが見られ、強硬な反捕鯨国から、条約の目的や科学委員会で決定した議論を否定する決議が提案され概ね採択された。

#### ケ その他

IWCの管轄外の小型鯨類の問題やホエールウォッキングを積極的に取り扱おうとする動きが、引き続き見られたほか、同様にIWCの管轄外の問題である環境問題についても、鯨類に環境変化が及ぼす影響を中心に、対応を強めようとの動きが見られた。これらの動きについては、IWCの第一優先課題であり作業が順調に進んでいるRMSあるいは鯨類資源の包括的評価を遅らせようとする反捕鯨国側の意向が強く反映された。

#### (2) 北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)

北太平洋におけるサケ・マス資源の保存を目的とした同公海海域におけるサケ・マス漁業の禁止を主たる内容とした「北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約」は、1993年（平成5年）2月16日に発効したが、本条約に基づき「北太平洋溯河性魚類委員会 (NPAFC)」の年次会議が93年以降毎年開催され、締約国間の取締り協力、サケ・マス資源に関する科学

的知見等について協議が行われている。

99年については、第7回年次会議がロシア（モスクワ）において11月1日から6日に開催され、条約加盟国である日本、米国、カナダ、ロシアの4カ国の他、オブザーバーとして韓国、PICES（北太平洋海洋科学機関）及びNASCO（北大西洋さけ保存機関）が出席した。

主な討議内容としては、各國の取締り及び取締り協力の成果として、99年において加盟国の中違反船（ロシア漁船）が一隻現認（ロシアは当該漁船の存在を否定）されたことが報告され、2000年についても99年と同様の取締り協力をしていくことが確認された。なお、非加盟国の漁船について現認されたことから、依然として公海域における流し網漁船の操業が継続されているとして、取締りの必要性が再確認された。

非加盟国対策については、前回合意内容（非加盟国に対し、必要に応じ、FAOで策定された「公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定」に加盟するよう働きかけていくこと）が確認された。また、韓国及び中国に対しては引き続き、また、タイ及びマレーシアについても本条約への加盟を働きかけていくことを確認した。

科学的な議論としては、各締約国200海里内におけるさけの漁獲及び混獲状況について、各國が関心を示した。これらについては本条約の下でも各國調査協力を緊密に行うことでの対応していく必要性が討議された。

次の第8回会議は、2000年10月30日から11月2日の間、米国（ジュノー）において開催され、引き続き11月1日及び2日に「太平洋さけの海洋生産に関する近年の変化」についてシンポジウムが開催されることが決定された。

#### (3) 北西大西洋漁業機関 (NAFO)

1999年9月13-17日、ダートマス（カナダ）において、第21回年次会議が開催された。我が国からは米澤政府代表他、水産庁、外務省担当官及び業界代表が出席した。

科学理事会からの勧告を受け、3M海区のアカウオについては、2000年のTACは、1999年の13000トンから5000トンへと減少した。2J3KL海区のタラについて、NAFOとして禁漁を決定し、加も支持していたにもかかわらず、本年が自国沿岸域において一方的にTAC9000トンを再開したため、NAFO規制水域と沿岸漁業管理水域との間の保存管理措置の一貫性が損なわれるとして他の加盟国から非難を受けた。

NGOの参加問題について激しい議論が行われ、① NGOが参加しうるのは、総務理事会及び漁業委員会の

みであり、主席代表会合や他の作業部会への参加は一切認めない。②NGOの参加は1締約国以上の反対表明により郵便投票に付され、有効投票中の過半数の賛成を必要とすることで合意を得た。

#### (4) 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC)

第63回会合が、1999年6月8-12に値、エクアドルのグアヤキルにて開催され、人工集魚装置(FADs)を用いるまき網漁業による小型メバチの多獲に対処するため、99年のメバチのTACを4万トンとし、またFADs操業を行う船を支援する補助線の禁止が決議された。キハダのTACは当初225000トン、その後資源状況に応じて15000トンずつ3回まで増加しうることが合意された。

第64回会合は第63回会合で採択されたFADs及びメバチ漁獲制限に関する決議が、同会合を欠席したパナマ・ニカラグアからの異議申し立てが行われたため、同決議を再審議するため開催されたが、TACの変更等は行われなかった。

第65回会合は10月4-11日に米ラホヤにおいて開催された。キハダの漁獲量が24万トンを超えた時点で小型魚の多い水域での操業を禁止し、265000トンに達した日又は12月2日の早い時点でのまき網操業の禁止が決定された。メバチTAC到達日を11月8日とし、移行のFADs操業を年内禁止することになった。2000年度のメバチのTACについては暫定的に4万トンとなった。

#### (5) 大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT)

リオデジャネイロにおいて、11月15-22日に第16回通常会合が開催された。本年はメカジキについて資源評価及び漁獲枠の設定が行われた。北大西洋（北緯5度以北）のメカジキについては、総漁獲量が2000年が10600トン、2001年が10500トン、2002年が10400トンと定められた。なお、我が国については混獲種となっており、毎年636トンずつとなった。南大西洋のメカジキについては、総漁獲量の見直しが検討されたが、2000年は現行の規制のままとし、次回会合において包括的な見直しを行うこととされた。

昨年採決された便宜置籍船に関する決議を受けて、我が国及び米国より、述べ300隻に上る便宜置籍船リストが提出され、統合の上ICCATが認知する便宜置籍船のリストとなった。

更に以下を内容とする決議が採択された①各加盟国は自国船が便宜置籍船を始めとする違法・無規制・無報告(IUU)な操業に従事しないよう措置する。②各加盟国はIUU船からのまぐろの買い付けや転載をしない。③各加盟国は自国消費者に対しIUU船が漁獲した

まぐろを購入しないよう呼びかける。④各加盟国は船舶用機器がIUU船に提供されないようメーカーに呼びかける。⑤ICCATは台湾で建造されたIUU船の台湾籍化を賞賛すると共に、日本に対し、台湾と協力して日本起源のIUU船をスクラップするよう呼びかける。

また、ICCATが認知した便宜置籍船リストに基づいて、ベリーズ・ホンジュラス・カンボジア・ケニア・フィリピン・シェラ＝レオネ・シンガポール・セントビンセントの8加盟国と、赤道ギニア・ギニア・トリニダード=トバゴの3加盟国が特定され、今後ICCATより便宜置籍船操業の改善を求めていくことになった。

赤道ギニアからの大西洋クロマグロの輸入並びにベリーズ及びホンジュラスからの大西洋メカジキの輸入を禁止することが勧告され、我が国においては2000年8月1日より実施された。なお、パナマについては1998年12月にICCATに加盟し、ICCATの保存管理措置の遵守に務めていることから、同国からの大西洋クロマグロの禁輸措置の解除が決定された。

時期ICCAT議長に、我が国の野村代表が全会一致で選任された。

#### (6) 南極海洋生物資源保存委員会 (CCAMLR)

南極海洋生物資源について利用を含めた保存管理を行っている南極海洋生物資源保存委員会の第17回年次会合が、1999年10月25日から11月5日にかけてオーストリアのホバートにおいて開催された。同会合では、特にマゼランアイナメの不法操業問題が議論され、同漁種に対し、漁獲証明制度を導入することが採択され、2000年5月7日から各國は同制度に基づいた措置を実施することが決定された。

#### (7) みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT)

CCSBTにおける豪州・NZとの資源評価を巡る意見の相違を解消するため、我が国は1999年6月～8月に独自にみなみまぐろ調査漁獲を実施したが、これに対し、豪州側は国際海洋法裁判所に提訴。結局、我が国の調査漁獲を中止する暫定措置及び国連海洋法裁判所に基づく仲裁裁判の開始に関する判決が下されたことから、我が国はこれに従い、現在、仲裁裁判の開始に向けて先決的抗弁書の提出を行ったところである。

一方、CCSBTの第6回年次会合(1999年11月)及び同再開会合(2000年3月)においては、懸案であった非加盟国対策では、CCSBTの保存管理措置を害する漁業活動を行っている非加盟国への貿易制限措置の導入も行いうることを内容とした「行動計画」が採択され、また、CCSBTの機能正常化に向けて、1) 諮問委員会を構成する外部科学者の承認、2) 資源評価手法

の改善に向けたワークショップの開催が合意される等大きな前進があった。

#### (8) 中部及び西部太平洋における高度回遊性魚種資源の保存管理に関する多国間ハイレベル会合(MHLC)

我が国かつおまぐろ漁船にとって、重要な漁場である太平洋の中部及び西部には、今までのところ地域漁業管理機関が存在しておらず、ここ数年、中国、韓国、台湾等の新興の遠洋漁業勢力が漁獲を大きくのばした結果、資源の悪化のきさしが見えはじめている。そのような状況を受け、同水域における漁業国、沿岸国が協力し、資源管理に向けた、流れが本格化しており、97年6月にマーシャル諸島の首都マジュロで開催されたMHLC2において、2000年夏を目指し、この水域に地域漁業管理機関を設立するというマジュロ宣言が全会一致で採択された。我が国としても、同水域における資源管理を重視しており、このプロセスに積極的に取り組むべきとの立場でこれまでの協議に臨んできている。98年6月に東京で、99年2月、99年9月、2000年4月にはホノルルで条約設立交渉が行われております、次回会合は2000年8月にホノルルで予定されています。

#### (9) ベーリング公海漁業問題

「中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約」(ベーリング公海漁業条約)に基づく第4回年次会議が1999年11月30日から12月4日までの間、東京において開催された。年次会議には加盟6カ国(日本、中国、韓国、ポーランド、ロシア、米国)に加え、オブザーバーとしてカナダ及びNPAFC(北太平洋溯河性魚類委員会)事務局が出席した。

#### (協議の概要)

##### ○科学技術委員会

ベーリング公海を含むアリューシャン海盆スケトウダラ資源については資源量を直接的に推定するためのデータは十分ではないものの、種々の調査結果から資源量は低水準にあることで意見が一致したほか、各国の2000年調査計画、今後の漁業の管理方策に関する事項についての討議が行われた。

##### ○年次会議

科学技術委員会の報告を受けた年次会議では、2000年におけるベーリング公海における漁獲の再開の可否について、沿岸国側は引き続き漁獲停止の継続を主張し、漁業国側は資源量に応じた一定量の漁獲可能量の設定を主張したが、科学技術委員会の報告及び各国の試験操業の結果等を勘案し、引き続き漁獲停止の継続を受け入れ、2000年度における漁業は行わないことが合意された。

また、将来、ゼロ以外のAHL(漁獲可能水準)が設定された場合はINQ(国別割当量)方式を採用することで締約国のコンセンサスが得られた。

次回年次会議については、2000年10月又は11月に中国において開催されることとなった。

#### (10) ストラドリング・ストック(SS)及び高度回遊性魚種(HMS)に関する国連協定

1992年6月リオ・デ・ジャネイロで開催された「国連環境開発会議(UNCED)」においてストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種資源の保存・管理についての沿岸国の優先的権利の主張がなされた。それに対し、我が国、EC、米国等「国連海洋法条約」の規定を逸脱しているとの反論により、結局、国連主催の政府間協議で検討されることとなり、ニューヨークの国連本部において1993年4月に第1回会合が開催され、1995年8月第6回会合でコンセンサスにより協定が採択された。

本協定は、国連海洋法条約の関連規定を通じたストラドリング・ストック及び高度回遊性魚種の保存と合理的な利用を確保するための方策及び国際的な協力のあり方を規定するものである。

本協定には、保存管理措置について、科学的根拠に基づいた保存管理措置、200海里水域内外の保存管理措置の一貫性の確保、公海上の資源について重要な任務を担う地域漁業管理機関の果すべき機能、地域漁業管理機関非加盟国との取扱いについて記述されている。また、取締については、有効な監視体制の構築、違反漁船に対する旗国の責任、及び違反の発見の場合の手続等を記述してある。なお、紛争可決については、国連海洋法条約に規定されている紛争解決手続きにしたがって解決を図ることとされている。

本協定は、1995年12月から1年間署名のため開放され、30カ国の批准の後発効する。我が国は1996年11月に署名を行った。

#### (11) 食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議

1995年12月、京都にてFAOの協力の下、我が国政府主催で開催された。同会議には、95カ国の政府関係者、11の国際機関、9の国際的な非政府組織(NGO)が参加した。

この会議において、漁業は食料供給・雇用創出・所得確保等多くの面から食料安全保障に大きく貢献しているとの各国共通の認識が確認された。さらに、将来の水産物供給を増大させるためには、適切な資源管理措置、資源の有効利用、適切な水産物貿易等を実施するほか、水産物利用における地域間・国家間の経済的

文化差異の尊重とその重要性の研究を推進するべきこと等をまとめた京都宣言及び具体的な行動計画が採択された。この行動規範及び計画は、FAO水産委員会等の漁業に関する国際的な枠組みにおいて承認あるいは歓迎されている。

#### 4 海外投資事業

我が国から海外に投資した水産関係の合弁事業等を営んでいる件数（水産庁報告件数）は、11年3月末現在で、259件、対象国は48カ国に及んでいる。これらの提携国及び事業種類の内容は次のとおりである。

##### (1) 中南米地域

提携先はパナマ、メキシコ、蘭領アンチレス、コロンビア、仏領ギアナ、ガイアナ、スリナム、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、ウルグアイ、エクアドル、フォークランド諸島の14カ国で、事業種類は漁業22件、養殖業2件、加工業4件、漁業リース2件、船舶代理店1件の計31件である。

##### (2) アジア・大洋州地域

提携国は、インド、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、中国、台湾、韓国、ヴィエトナム、ミャンマー、ミクロネシア、マーシャル、ソロモン、フィジー、バヌアツ、ニュージーランド、オーストラリア、ニューカレドニア、仏領ポリネシア、キリバスの22カ国で、事業種類は漁業50件、養殖業62件、加工業32件、漁業リース等5件の計149件である。

##### (3) アフリカ地域

提携国は、アンゴラ、モーリシャス、マダガスカル、モザンビーク、ガーナ、ナミビア、南アフリカの7カ国で、事業種類は漁業9件、加工業1件の計10件である。

##### (4) その他の地域

提携国は、北米において、米国、カナダ、欧州においてはイギリス、フランス、ロシア連邦の5カ国で事業種類は漁業22件、養殖業4件、加工業41件、漁業代理店業2件の計69件である。

### 第12節 漁船対策

#### 1 漁船の勢力と建造状況

我が国の漁船勢力の実態を把握するため、毎年12月31日現在の漁船統計表を作成している。この統計は各都道府県における漁船の登録隻数と、漁船登録を必要としない総トン数1t未満の無動力漁船数を集計した

もので、10年末については、表21のとおりである。

また、漁船法（昭和25年法律第178号）第3条2の規定に基づく11年度の農林水産大臣の漁船建造許可件数は表22のとおりである。

#### 2 漁船の依頼検査と性能改善

漁船法第22条の規定に基づく漁船の依頼検査の11年度実績は、総合検査8件、船体検査14件、機関関係検査32件の合計54件、検査手数料収入総額は595万円であった。

漁船の技術知識の向上を目的とする漁船技術者講習会を福島県において開催し、受講者の合計は74名であった。

#### 3 漁船の輸出

漁船の外国への譲渡（輸出）又は貸渡しについては、通商産業大臣が輸出貿易管理令に基づいて承認することとなっている。この際に、国際的な漁業秩序を乱し、あるいは国際的に合意された資源保護措置の効果を減殺するおそれがないか、水産庁に事前協議することとしている。11年度における貸渡しは5カ国36隻、輸出については25カ国84隻であった。

#### 4 IMO（国際海事機関）等対策

漁船の安全基準を規定した漁船安全条約議定書において、小型の漁船について海象・気象条件が同様な地域に適用される地域安全基準を作成することを予定していたが、平成9年2月、東及び東南アジア漁船安全地域基準が採択された。さらにEUにおいては、本議定書をほぼ取り入れたEU漁船安全地域基準が、平成11年1月に施行された。またFAO（国際食糧農業機関）において、公海上の漁船による国際的な保存・管理措置の遵守を促進するための協定が、平成5年11月に採択された。これらに対応するため、平成9年度から（社）漁船協会に漁船国際機関等対策事業を委託している。

#### 5 漁業無線施設等の整備

我が国漁船における情報通信手段として不可欠の存在である漁業無線を扱う漁業無線局は、近年の漁船勢力の減少及び通信分野における技術革新の進展によって、全国的に厳しい経営状況に置かれている。

このため、水産庁は将来の通信システムの基本構想を策定するとともに、全国的視野に立った漁業無線の適正な配置と連携・統合等を計画的に推進するためのマスター・プランの策定及び合意形成のための協議調整を行い、我が国の漁業通信体系の再編整備を推進する

表21 漁船統計表

漁業種類 Tyde of Fishry	船型 Size	船質	統計		動力漁船		無動力漁船	
			隻数 NO.	G.T.	隻数 NO.	G.T.	隻数 NO.	G.T.
総 計	S	4,987	684,376.52	4,987	684,376.52	—	—	—
	W	33,877	59,374.52	29,403	55,734.99	4,474	3,639.53	—
	F	328,010	816,522.80	320,301	809,021.56	7,709	7,501.24	—
	T	366,874	1,560,273.84	354,691	1,549,133.07	12,183	11,140.77	—
淡 水 漁 業	S	22	49.29	22	49.29	—	—	—
	W	4,846	2,740.99	2,414	1,437.27	2,432	1,303.72	—
	F	9,412	9,411.71	7,261	8,452.86	2,151	958.85	—
	T	14,280	12,201.99	9,697	9,939.42	4,583	2,262.57	—
合(海)水漁業 計	S	4,965	684,327.23	4,965	684,327.23	—	—	—
	W	29,031	56,633.53	26,989	54,297.72	2,042	2,335.81	—
	F	318,598	807,111.09	313,040	800,568.70	5,558	6,542.39	—
	T	352,594	1,548,071.85	344,994	1,539,193.65	7,600	8,878.20	—
内 水 面	S	6	10.50	6	10.50	—	—	—
	W	395	161.07	173	91.27	222	69.80	—
	F	1,021	999.83	873	918.63	148	81.20	—
	T	1,422	1,171.40	1,052	1,020.40	370	151.00	—
採 介 藻	S	232	4,344.89	232	4,344.89	—	—	—
	W	6,838	5,834.14	5,995	5,370.67	843	463.47	—
	F	97,866	133,641.83	93,812	131,049.30	4,054	2,592.53	—
	T	104,936	143,820.86	100,039	140,764.86	4,897	3,056.00	—
定 置	S	331	4,585.87	331	4,585.87	—	—	—
	W	810	2,602.01	554	1,801.92	256	800.09	—
	F	11,517	47,166.32	10,936	44,053.65	581	3,112.67	—
	T	12,658	54,354.20	11,821	50,441.44	837	3,912.76	—
一 本 つ り	S	487	55,980.64	487	55,980.64	—	—	—
	W	11,428	21,294.94	11,222	21,179.89	206	115.05	—
	F	94,988	210,459.72	94,589	210,223.46	399	236.26	—
	T	106,903	287,735.30	106,298	287,383.99	605	351.31	—
は え な わ	S	211	16,997.08	211	16,997.08	—	—	—
	W	771	2,479.19	759	2,474.79	12	4.40	—
	F	9,515	34,176.91	9,510	34,170.11	5	6.80	—
	T	10,497	53,653.18	10,480	53,641.98	17	11.20	—
刺 網	S	494	24,676.60	494	24,676.60	—	—	—
	W	2,978	4,469.33	2,906	4,417.08	72	52.25	—
	F	49,791	107,862.48	49,637	107,744.28	154	118.20	—
	T	53,263	137,008.41	53,037	136,837.96	226	170.45	—
ま き 網 (網 船)	S	201	28,864.80	201	28,864.80	—	—	—
	W	154	846.56	115	731.63	39	114.93	—
	F	1,197	11,457.16	1,179	11,285.28	18	171.88	—
	T	1,552	41,168.52	1,495	40,881.71	57	286.81	—
ま き 網 附 属 船	S	622	70,787.50	622	70,787.50	—	—	—
	W	74	609.43	68	606.63	6	2.80	—
	F	1,892	20,125.18	1,886	20,119.90	6	5.28	—
	T	2,588	91,522.11	2,576	91,514.03	12	8.08	—
數 網	S	38	2,190.61	38	2,190.61	—	—	—
	W	248	753.41	228	706.48	20	46.93	—
	F	1,843	12,062.90	1,840	12,058.37	3	4.53	—
	T	2,129	15,006.92	2,106	14,955.46	23	51.46	—
底 び き 網	S	582	34,431.20	582	34,431.20	—	—	—
	W	2,159	9,149.02	2,159	9,149.02	—	—	—
	F	15,299	77,280.16	15,299	77,280.16	—	—	—
	T	18,040	120,860.38	18,040	120,860.38	—	—	—
以 西 底 び き 網	S	80	10,427.02	80	10,427.02	—	—	—
	W	—	—	—	—	—	—	—
	F	80	10,427.02	80	10,427.02	—	—	—
遠 洋 底 び き 網	S	39	29,394.48	39	29,394.48	—	—	—
	W	—	—	—	—	—	—	—
	F	39	29,394.48	39	29,394.48	—	—	—
ひ き 網	S	258	2,731.57	258	2,731.57	—	—	—
	W	860	2,997.34	660	2,611.24	200	386.10	—
	F	7,608	41,106.97	7,543	41,012.11	65	94.86	—
	T	8,726	46,835.88	8,461	46,354.92	265	480.96	—
かつお・まぐろ	S	839	271,429.86	839	271,429.86	—	—	—
	W	8	214.96	8	214.96	—	—	—
	F	763	27,493.25	763	27,493.25	—	—	—
	T	1,610	299,138.07	1,610	299,138.07	—	—	—
捕 鯨	S	7	220.18	7	220.18	—	—	—
	W	—	—	—	—	—	—	—
	F	4	36.79	4	36.79	—	—	—
	T	11	256.97	11	256.97	—	—	—
官 公 庁 船	S	280	84,090.22	280	84,090.22	—	—	—
	W	19	100.83	19	100.83	—	—	—
	F	835	3,808.83	830	3,804.85	5	3.98	—
	T	1,134	87,999.88	1,129	87,995.90	5	3.98	—
運 搬 船	S	125	30,014.19	125	30,014.19	—	—	—
	W	105	855.88	101	852.93	4	2.95	—
	F	1,901	14,553.69	1,893	14,547.91	8	5.78	—
	T	2,131	45,423.76	2,119	45,415.03	12	8.73	—
冷凍運搬及び母船	S	1	349.91	1	349.91	—	—	—
	W	—	—	—	—	—	—	—
	F	1	349.91	1	349.91	—	—	—
雜 漁 業	S	132	12,800.11	132	12,800.11	—	—	—
	W	2,184	4,265.42	2,022	3,988.38	162	277.04	—
	F	22,558	64,879.07	22,446	64,770.65	112	108.42	—
	T	24,874	81,944.60	24,600	81,559.14	274	385.46	—

表22 平成11年度漁業種類別・トン数別建造許可隻数

## 1. 鋼・軽合金船

漁業種類	区分	総 数	50トン未満	50トン以上 100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 300トン未満	200トン以上 300トン未満	300トン以上 500トン未満			500トン以上 1,000トン未満			1,000トン以上		
								隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	
遠洋底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
以西底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖合底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
かつお・まぐろ	5	1,368	0	0	0	2	268	1	222	2	878	0	0	0	0	
まき網	4	528	1	19	2	160	0	0	0	1	349	0	0	0	0	
まき網付属	2	409	0	0	1	99	0	0	0	1	310	0	0	0	0	
一本つり(いか)	10	666	6	114	0	0	4	552	0	0	0	0	0	0	0	
さけ・ます流し網	2	344	0	0	0	0	2	344	0	0	0	0	0	0	0	
北洋はえなわ刺網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
稚はえなわ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運搬	4	60	4	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
捕鯨業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
官公庁船	16	6,472	5	96	2	136	0	0	0	7	3,493	1	886	1	1,861	
その他の	36	1,473	33	534	0	0	0	1	299	2	640	0	0	0	0	
計	79	11,320	49	823	5	395	8	1,164	2	521	13	5,670	1	886	1	1,861

## 2. FRP船

漁業種類	区分	総 数	20トン未満	20トン以上 30トン未満	30トン以上 40トン未満	40トン以上 50トン未満	50トン以上 70トン未満	70トン以上 100トン未満			100トン以上		
								隻 数	総トン数	隻 数	総トン数	隻 数	総トン数
遠洋底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
以西底びき網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖合底びき網	6	217	4	76	0	0	0	0	1	66	1	75	0
かつお・まぐろ	13	817	7	132	0	0	0	0	1	69	0	0	5
まき網	7	113	7	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0
まき網付属	14	257	14	257	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一本つり(いか)	8	149	8	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さけ・ます流し網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北洋はえなわ刺網	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
稚はえなわ	5	79	5	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運搬	4	58	4	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0
官公庁船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の	60	892	60	892	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	117	2,582	109	1,756	0	0	0	2	135	1	75	5	616

(注) 木船の建造は無し。

ための「漁業無線局再編整備推進事業」を7年度から3か年計画で全国漁業協同組合連合会に対する補助事業として実施してきたところである。

この結果を踏まえ、10年度から5か年計画で、隣接の短波・中短波漁業無線局の連携・統合を図るとともに、これらの漁業無線局に漁業無線施設等を増設整備することにより、漁業無線局の経営の安定及び漁船漁業の持続的発展に寄与することを目的とした「漁業無線局再編施設整備事業」を都道府県に補助して実施している。

## 第13節 漁港の整備及び維持管理

### 1. 漁港の指定

漁港の指定については、26年以来漁港法（昭和25年法律第137号）第5条の規定により行っている。その内容は表23のとおりである。

表23 指定漁港数

漁港種類	11年度 指 定	11年度 取消し	10年度 ま で	11年度 末現在
第1種漁港	—	6	2,213	2,207
第2種漁港	—	—	512	512
第3種漁港	—	—	113	113
第4種漁港	—	—	101	101
計	—	6	2,939	2,933

(注) 第3種漁港には特定第3種漁港（八戸ほか12港）が含まれている。

### 2 漁港区域に係る海岸保全区域の指定

11年度において、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により都道府県知事が漁港区域に海岸保全区域を指定した漁港数は3港、廃止した漁港数は1港、漁港指定の取消しにより区域が廃止された漁港数は4港であり、11年度末の総数は2,249港である。

### 3 漁港の管理

11年度において、漁港法第25条の規定により漁港所在地の地方公共団体を漁港管理者に決定した漁港はな

表24 漁港管理者別漁港数

漁港種類	10年度 末まで	総 数	11年度末	
			都道府 県管理	市町村 管 理
第1種漁港	2,213	2,207	373	1,834
第2種漁港	512	512	313	199
第3種漁港	113	113	107	6
第4種漁港	101	101	101	—
計	2,939	2,933	894	2,039

く11年度末の漁港数は表24のとおりである。

また、11年度に漁港管理規程（条例）を制定して管理を整備した漁港管理者は19市町村であり、この結果、11年度までに漁港管理規程を制定した漁港者の総数は次のとおりである。

大臣への届出分	北海道ほか37都府県
知事への届出分	宮古市ほか623市町村
計	662団体

## 4 漁港の整備

### (1) 漁港の整備計画

第1次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として26年5月第10回国会の承認を受け、26年度から29年度までに375港の修築事業が実施され、このうち43港が完成した。これに要した総事業費121億1,200万円、国費は67億8,200万円であった。

第2次漁港整備計画は、整備漁港604港を対象として30年7月第22回国会の承認を受け、30年度から37年度までに560港の修築事業が実施され、このうち243港が完成した。これに要した総事業費393億2,400万円、国費は226億6,600万円であった。

第3次漁港整備計画は、整備漁港380港を対象として38年3月第43回国会の承認を受け、38年度から43年度までに377港の修築事業が実施され、このうち49港が完成した。これに要した総事業費633億200万円、国費は444億5,100万円であった。

第4次漁港整備計画は、整備漁港370港を対象として44年4月第61回国会の承認を受け、44年度から47年度までに370港の修築事業が実施され、このうち48港が完成した。これに要した総事業費は1,162億3,900万円、国費は802億8,200万円であった。

第5次漁港整備計画は、整備漁港420港を対象として48年3月第71回国会の承認を受け、48年度から51年度までに420港の修築事業が実施され、このうち54港が完成した。これに要した総事業費は2,360億6,500万円、国費は1,672億4,700万円であった。

第6次漁港整備計画は、整備漁港450港を対象として52年3月第80回国会の承認を受け、52年度から56年度までに450港の修築事業が実施され、このうち63港が完成した。これに要した総事業費は6,375億7,300万円、国費は4,592億8,100万円であった。

第7次漁港整備計画は、整備漁港480港を対象として57年3月第96回国会の承認を受け、57年度から62年度までに480港の修築事業が実施され、このうち38港が完成した。これに要した総事業費は8,952億5,900万円、国費は6,088億3,400万円であった。

第8次漁港整備計画は、63年3月第112回国会の承認を受け、整備漁港490港を対象として63年度から5年度までの6か年間に整備を行い、その事業の推進が図られた。これに要した総事業費は1兆1,606億円であった（このほか、改修事業5,629億円、局部改良事業1,462億円、地方単独費等322億円があり、総事業費1兆9,940億円であった）。

第9次漁港整備計画は、6年3月第129回国会の承認を受け、整備漁港480港を対象として6年度から13年度までの8か年間に修築事業により整備を行う。これに要する総事業費は、1兆3,500億円である。（このほか、漁港の基本的な施設整備6,500億円、漁港漁村の環境整備3,500億円、地方単独費等600億円、調整費5,900億円があり、これを合わせて第9次漁港整備長期計画として、総事業費3兆円となる。）

### （2）漁港修築事業

この事業は、漁港法に基づく事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の新築、増築、改築等の事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が15億円を超えるものである。11年度においては、国の直轄事業により、231億8,083万円をもって33港について事業を実施し、補助事業により事業費2,002億2,180万円（国費1,216億2,486万円）をもって414港について事業が実施された。

### （3）漁港改修事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の新設、改良又は補修等の事業であって、第9次漁港整備長期計画期間内における1港当たりの計画総事業費が3億円を超え15億円以下のものである。11年度においては、事業費700億6,452万円（国費425億2,090万円）をもって512港について事業が実施された。

### （4）漁港局部改良事業

この事業は、予算補助事業で、漁港施設のうち基本施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の維持、補強若しくは改良等の事業であって、計画事業費は1事業につき1億5千万円以上（市町村が行う事業は5千万円以上）3億円以下のものである。11年度においては、事業費215億5,300万円（国費111億100万円）をもって227港について事業が実施された。

### （5）漁港公害防止対策事業

この事業は、漁港区域内に堆積した汚泥、その他有害物質の排除、汚濁水の浄化施設の整備、廃船の処理、廃油処理施設の整備等を行う事業で47年度から実施されている事業である。11年度においては、事業費23,000

万円（国費11,500万円）をもって1港について事業が実施された。

### （6）漁業集落環境整備事業

漁港機能の増進と背後集落における生活環境の改善とを総合的に図るため、漁業集落の特性と漁港整備事業との関連性を考慮して選定した特定の地区について漁港施設の整備と併せて漁業集落の環境基盤等の整備を行う事業で、昭和53年度から実施されている事業である。11年度においては、事業費358億1,859万円（国費179億4,130万円）をもって197地区（新規27、継続170）について事業が実施された。

### （7）漁港環境整備事業

快適にして潤いのある漁港環境を形成するとともに、併わせて漁港における労働環境の向上等に資するため、漁港の環境向上に必要な整備を行う事業で昭和55年度から実施されている。11年度においては、事業費94億9,250万円（国費47億4,675万円）をもって109港（新規16、継続93）について事業が実施された。

### （8）農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

農林漁業用揮発油税に関する税制上の代替措置の一環として、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、40年度から漁港管理者たる地方公共団体又はその他の地方公共団体に助成して実施されているものであり、11年度においては、事業費76億4,700万円（国費40億4,800万円）をもって45港について事業が実施された。

### （9）作業船整備

北海道の直轄工事において使用する国有作業船の建造、修理、改造及び北海道の漁港の機能増進のために必要な機械設備の開発試験を行った。11年度の経費は1,700万円であった。

### （10）漁港漁村総合整備事業

離島・辺地等の条件不利地域に立地する漁村地域において、活力ある漁村を形成するため、生産の重要な基盤である漁港施設の整備と背後の漁業集落の生活環境施設の整備を一体的かつ総合的に推進する事業で、平成6年度から新たに実施されている事業である。

10年度においては、事業費109億9,640万円（国費63億3,020円）をもって59地区（新規2、継続57）について事業が実施された。

### （11）漁港施設災害復旧事業

漁港施設（漁港区域内の海岸保全施設を含む）災害復旧事業は、地方公共団体又は水産業協同組合等が維持管理するものについて、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫